

令和4年度 事業計画

1 基本方針

少子高齢化が進展する現代社会において、豊かな知識・経験・技能を持った高齢者に、市民が大きな期待を寄せております。公益社団法人天童市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、臨時的かつ短期的又は軽易な仕事を希望する市内の高齢者に対して、希望と能力に応じた就業の機会を確保し組織的に提供することで地域に活力を生み出し、持続可能な社会の実現に寄与してまいりました。

さて、新型コロナウイルスの感染が確認されてから2年以上が経過してもなお、感染拡大と下げ止まりを繰り返し、センターの就業活動や市民生活への影響が今も続いています。また、高年齢者雇用安定法の改正で70歳までの雇用が努力義務とされたことで、60歳以上を対象とするセンターへの加入が減少傾向にあります。

この状況下、センターは、新たな就業機会の確保・創出と働きやすい環境を整備し、高齢者が「入って良かった。」と魅力を感じるセンター作りに取り組みます。そして、市民の皆様や企業・団体等のニーズを把握し、会員が適材適所で安全に適正な仕事を実施することで「また頼んでみたくなるシルバー」を目指します。

センターは、令和4年度においてもシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の基本理念「自主・自立、共働・共助」に基づき、会員・役職員が一丸となってシルバー事業に邁進し、就業を通じた高齢者の生きがいの充実、社会参加活動の推進、健康増進に努め、コロナ禍の厳しい難局を乗り越え高齢者の働く拠点としての役割を担ってまいります。

2 個別事業計画

(1) 会員拡大の取り組み

① 会員拡大運動の展開

健康で働く意欲がある60歳以上の市民の方がシルバー事業に関心を寄せ、新規入会につながるよう様々な手段を講じて「会員拡大運動」を展開します。

会員による「いち会員いち会員拡大」の意識を高めるため「新規会員紹介キャンペーン月間」を設定します。

会員互助会もみじ会に健康増進・生きがい充実事業を委託し、軽スポーツや趣味の活動等、働くこと以外の交流で会員数の維持及び退会抑制を図ります。

② 入会説明会の開催

入会希望者を対象にした説明会を、理事が担当して毎月1回以上開催します。例年、4月及び1月から3月の参加者が新規入会につながるため、県連合会制作のDVDを利用するなど効果的にシルバー事業を説明し勧誘を行います。

家事援助、放課後児童クラブ及び介護周辺分野等で活躍が期待される女性に絞った会員募集を行うため、「女性向け入会説明会」を数回開催します。

説明会開催日以外の入会相談は事務局が対応し、入会を希望する高齢者が速やかに事業に参加して就業や社会参加の喜びを得られるよう努めます。

③ 入会説明会後のフォロー

入会説明会に参加しても、シルバー事業に戸惑いを感じ入会申込書を持参しない方が相当数おります。それらの方には、書面・電話等でもう一度シルバー事業のシステムを丁寧に説明し、入会を勧めてまいります。

県連合会の「高齢者のための就業体験」制度を活用し、入会前の高齢者がセンターの就業を実際に体験できる場を設け、新規入会の機会を拡げていきます。

(2) 高齢者の就業の推進

シルバー事業における会員の働き方は、臨時的かつ短期的な就業（月10日程度）又はその他の軽易な業務に係る就業（週20時間程度）とされています。

事務局は、会員の就業意向を把握し電話等で就業の依頼をするほか、お仕事情報を配布して会員自らが希望に沿った仕事を選べるよう援助します。ホームページ及びショートメッセージでの情報発信も行います。

会員自身も、就業を希望するときは事務局に電話や来所して、就業の意向を伝えてください。未就業の会員又は職種転換を希望する会員には研修の機会を提供し、新たな仕事へのチャレンジを応援します。

発注者に対しては、最低賃金引き上げ等労働相場の変化に応じた配分金又は派遣賃金の改定を要請し、会員の就業意欲が向上するよう努めます。また、契約内容が高齢者にふさわしく厚労省のガイドラインに沿った仕様になっているか点検を進め、会員の就業環境の向上に努めます。

① 請負・委任による就業の拡充

センターの基幹事業は、会員が共働・共助で仕事を完成（実施）する請負（又は委任）契約による就業です。公共・民間企業等の年間を通じた契約を確保しながら、シルバー事業本来の単発的な依頼にも応じられるようコーディネート機能の充実を図ります。

元気な会員がサポートを必要とする高齢者を支える「介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスA）」及び「高齢者軽度生活援助事業」には、市、地域包括支援センター及び会員が連携して取り組んでいきます。

本年度の実績目標は、受注件数2,300件、就業延人員55,000人日、契約金額1億9,200万円※とします。

※ 収支予算書の受託事業収益と介護予防・日常生活支援総合事業収益を合わせた金額。

② 労働者派遣による就業の拡大

シルバー派遣は、請負・委任と異なり会員が発注者の指揮命令を受け就業し従業員との混在も可能な働き方です。請負契約からの変更及び放課後児童クラブの発注で増加することが予測されます。

派遣会員は労働法規の適用を受けることから、派遣先従業者との均衡待遇、有給休暇の取得、教育訓練の受講等、派遣会員の働き方改革を推進します。

県連合会天童市事務所としての本年度の実績目標は、受注件数25件、就業延人員3,000人日、契約金額1,500万円（うち手数料130万円）とします。

③ 職業紹介による就業機会の提供

有料の職業紹介事業については、市内高齢者の身近な職業相談の場としての機能を担います。

(3) 安全・適正就業の徹底

① 会員の安全就業と健康管理

「安全は、すべてに優先する。」を徹底するため、安全就業心得10カ条の遵守を会員に呼び掛け、就業中及び経路途中の事故ゼロを目指します。また、高所作業時における新規格の墜落制止用器具の普及、ヘルメットの着用促進を図り、刈払機使用時の飛び石事故の防止に努めます。

安全・適正就業委員会は、ヒューマンエラー（人為的ミス）の要因究明やヒヤリハット事案を収集し事故の未然防止を徹底し、就業先巡回パトロールで会員に安全就業を呼びかけます。更に、会員の安全意識の高揚を図るため、安全標語の募集・表彰、交通安全及び健康増進に関する講習を開催します。

健康管理については、役職員を含めて新しい生活様式を実践し「かからない・うつさない」意識の浸透、健康診断受診の促進及び熱中症の予防を心がけます。

② 適正就業・就業相談の充実

発注者との契約、会員への仕事の提供にあたっては、国が作成した適正就業ガイドラインを遵守するとともに、より多くの会員が希望の仕事に就けるよう現状を踏まえたローテーションの実施に努めます。

就業調整委員会は、改正された就業基準に関する要綱の運用にあたり、ローテーション就業及び就業会員の交代が円滑に進行するよう協議を行います。また、毎月開催する就業相談や就業実態調査により就業に関する会員の意見・要望を把握し、適正就業の推進を図ります。

(4) 技能講習の実施

センターは、後継会員の養成及び農業支援に関する技能講習を企画・実施し、注文が多い分野での就業会員確保と就業率の向上を目指します。

県連合会が主催する高齢者活躍人材確保育成事業技能講習は、一般高齢者も受講対象とすることから、刈払機操作、清掃スタッフ、接遇マナーの各講習を要請し、新規会員の拡大、現存会員のスキルアップ・職種変更に応えるよう努めます。

(5) 普及啓発と地域貢献活動

① 市民・企業等へのPR活動の強化

チラシ配布、ホームページ、マスコミ（市報・新聞・テレビ・地域情報誌等）への情報提供、のぼり旗掲揚、ポスター掲示及び県連合によるテレビCM等あらゆる方法でシルバー事業の普及啓発と会員拡大に積極的に取り組みます。

広報委員会は、広報紙「シルバーてんどう」を年2回発行（うち1回は市内全世帯配布）と会員拡大運動の企画立案を担当し、会員拡大・就業拡大に関する効果的な広報活動を行います。また、健康福祉まつり等のイベントに特設コーナーを出展して、シルバー事業PRと入会相談にあたります。

② 会員による地域貢献

10月第3土曜日「シルバーの日」に合わせてボランティア活動を実施します。19回目の本年度も、全会員が結集しシルバーパワーで地域に奉仕します。

地域班単位でも、班長・副班長を中心に地域貢献活動の輪を広げていきます。

③ 伝統事業の継承

門松製作事業は、平成13年正月から会員が代々受け継いできました。門松班が真心込めて作る門松を公共施設や福祉施設等に贈呈して、市民の皆様の御多幸、御健勝を願います。後継者の育成とともに受託製作にも力を入れ、縁起物の普及に取り組みます。

(6) 組織活動・運営基盤の強化

① シルバー事業に参画する会員意識の醸成

定時総会、地域班活動、シルバーの日ボランティア、委員会活動その他の事業（もみじ会を含む）には会員が積極的に出席・参加するものとし、会員によるシルバー事業の運営強化に取り組みます。

② 地域班・職群班活動の充実

地域班は、会員同士のふれあいと連帯を広げるとともに、地域貢献活動等でシルバー事業のPR効果を高める重要な組織です。多くの会員が地域班活動に積極的に参加して、地域の絆を深めるよう努力します。

職群班は、会員同士の共働・共助を推進する重要な組織です。就業先ごとに職群班を編成し、シフトの作成、情報交換など会員主体の就業に取り組むことでシルバー事業の更なる活性化を目指します。

③ 調査研究の実施

会員や発注者を対象としたアンケート調査を実施し、生涯現役社会・働き方改革におけるシルバー事業が担う役割について調査研究を進めます。

令和5年10月開始のインボイス制度は、配分金を受け取る会員よりセンター側に大きな影響があります。全国のシルバー人材センターがどう対応するか情報収集を行い、関係機関にシルバー特例措置の追加を求めています。

④ 中期計画の策定

中・長期計画策定委員会は、高齢者、市民及び企業等の誰もが参加でき利用できるシルバー事業の未来を見据えた中期計画書の策定を進めます。

⑤ 要望活動の継続

高齢者の生きがい就業を継続するには行政の援助が欠かせないことから、国、県及び市に補助事業の充実を求めるとともに、公共事業における仕事の確保についても引き続き要望していきます。

⑥ 法人の運営・事務局の役割

令和4年度定時総会を招集して、事業報告、事業計画の報告、決算の承認及び任期満了に伴う役員改選の決議を行います。（新型コロナの感染状況次第で書面決議になる場合があります。）理事会は、計画に基づき招集します。

事務局は、職員の資質向上を図り、高齢者の身近な相談相手、会員の就業コーディネーターとしての役割を努めます。